

香芝市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第14号

香芝市庁舎管理規則の一部を改正する規則

香芝市庁舎管理規則（平成3年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各課（所、室等を含む。以下同じ。）」を「各課室」に改める。

第6条の見出し中「庁舎出入口等」を「庁舎の出入口等」に、「閉扉時刻」を「閉扉の時刻」に改め、同条第1項の表以外の部分中「庁舎出入口等」を「庁舎の出入口等」に、「閉扉時刻」を「閉扉の時刻」に改め、同項の表中「1階正面、南側、東側」を「1階正面出入口、1階南側出入口、1階東側出入口」に、「閉扉時刻は」を「閉扉の時刻は」に改め、同条第2項中「低層棟東側」を「低層棟東側出入口」に、「登庁」を「登庁し、」に改める。

第9条第3項中「管財課長」を「総務情報課長」に改める。

第15条第15号中「きたす」を「来す」に改める。

第16条の見出し中「搬出命令等」を「搬出の命令等」に改め、同条第2項中「又は占有者」を「若しくは占有者」に、「撤去し」を「撤去せず」に、「又はその者」を「その者」に、「若しくは緊急」を「又は緊急」に改める。

第19条第1項中「各課」を「各課室」に改める。

第22条の見出し中「戸締り」を「戸締まり」に改める。

別表中「管財課長」を「総務情報課長」に改める。

第1号様式中「課室名・法人名・住所」を「課室名、法人名又は住所」に改める。

第2号様式中「管財課長」を「総務情報課長」に改める。

第4号様式中「提示」を「、提示」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。